

**令和 8 年度**

**広田小学校  
いじめ防止基本方針  
(令和 8 年 4 月)**

## 1 広田小学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立広田小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「広田小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

## 2 本校のいじめ問題に関する課題について

### 本校の課題

本校では、かげ口や悪口、暴力や仲間はずれ等の問題が見られます。また、物の貸し借りや交換、SNSでの言葉のやりとりなどでトラブルに発展する問題も見られます。低学年の段階からそれらの問題を未然に防ぐ指導の充実に努める必要があります。冷やかしかからかい、悪口、暴力等は言葉によるものなので、特に言語環境を整え、自他を思いやったり、大切にしたりすることに留意した教育活動に努めなければなりません。また、昨今の社会環境の急激な変化や感染症等によると思われる子供のストレスにも留意していく必要があります。学年や学級の温かい人間関係づくりに努め、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高める必要があります。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体につくるとともに、自分の大切さとともに、他人の大切さを認める態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育や人間関係づくりを充実させたり、読書活動、縦割り班活動やボランティア活動等の体験活動、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、日頃から多様性を受け入れる感覚を養うとともに子供の社会性を育み、いじめを「しない」「させない」「許さない」という態度の育成に努めます。

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供が自ら、いじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進します。（いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議参議院三）
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、学級や学年、学校での自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員・職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。【表2】

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、教育相談を通して、また、いじめチェックリストを活用し、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全員で共有し、解消に向けて、チーム支援会議を適宜開催し、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備するよう努めます。

## (3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、チーム支援会議や校内の「生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。【図1、図2】
- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果は市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・児童の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うな

どし、いじめられた子供の安全・安心を確保します。

イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。

ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等）、教員経験者、警察官経験者、外部専門家等の協力を得て心身のケアに取り組みます。

・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。

ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者、外部専門家等の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応をできるようにするとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても最低3ヶ月以上の経過観察を続けます。

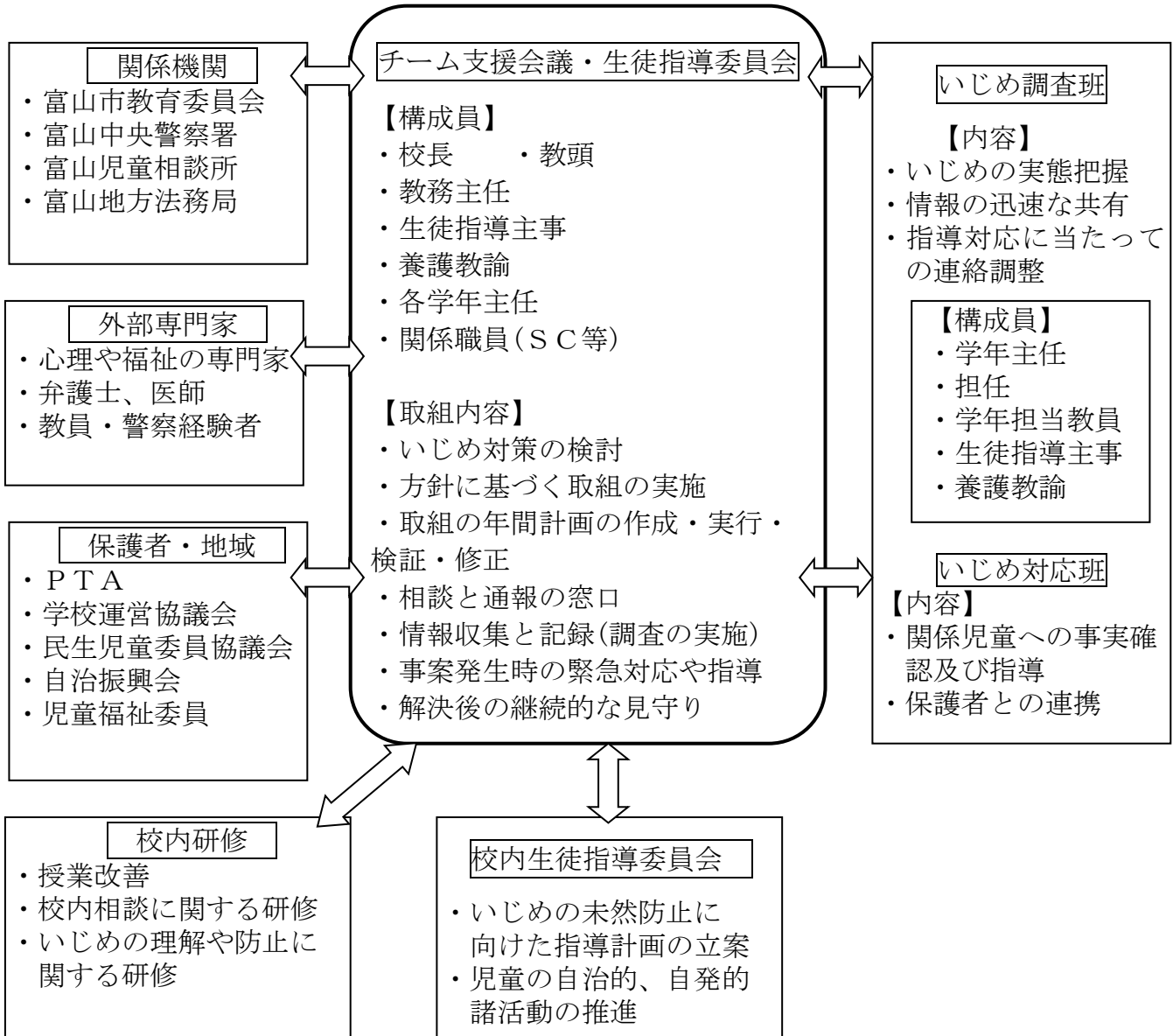
・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。

・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。

・無料動画共有サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における積極的な情報モラル教育の充実に努めます。

・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】  
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



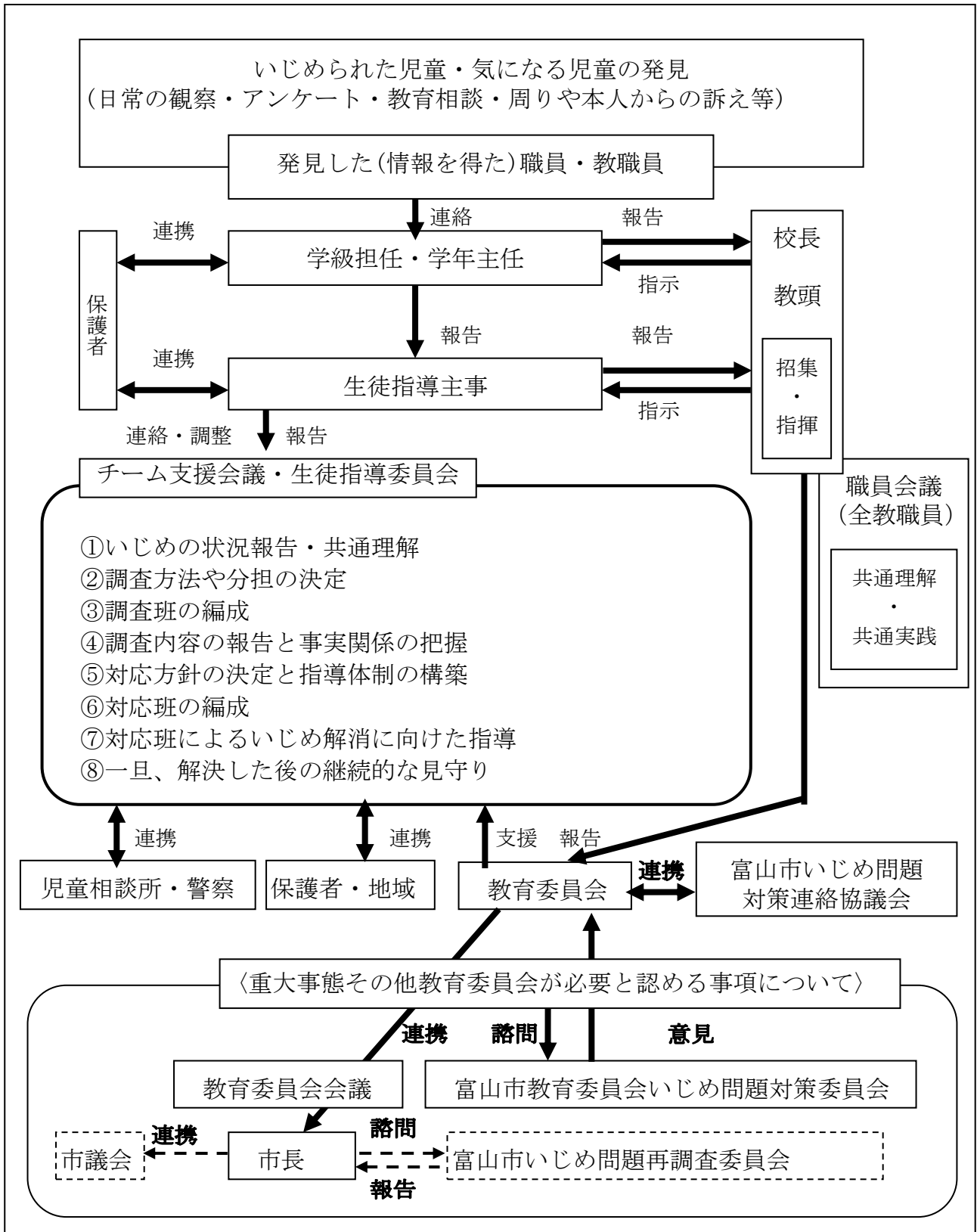
【関係機関連絡先】

富山市教育委員会	PTA会長
富山中央警察署	自治振興会長
広田交番	民生児童委員協議会長
県警少年サポートセンター	主任児童委員
富山児童相談所	
富山地方法務局	

**【表1 チーム支援会議・生徒指導委員会】**

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総 括		
教頭	指 揮		
教務主任	調査班		
生徒指導主事	調査班	対応班	
スクールカウンセラー		対応班	
スクールソーシャルワーカー		対応班	
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班		
担任等関係教員	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】







#### 4 重大事態への対応について

##### (1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - ②「転校に至るほどの精神的に苦痛を受けた場合」
  - ③「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

##### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。
- ・学校は、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスメディアへの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。